

平成 26 年 5 月 26 日

各 位

会社名 株 式 会 社 ウ ッ ド ワ ン
 代表者名 代 表 取 締 役 社 長 中 本 祐 昌
 (コード番号 7898 東証第1部)
 問合せ先 取 締 役 総 務 人 事 部 長 澤 井 誠
 (TEL 0829-32-3333)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 26 年 5 月 26 日開催の取締役会において、平成 26 年 6 月 26 日開催予定の当社第 62 回定時株主総会に、「定款一部変更の件」を付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせします。

記

1. 変更の理由

- (1) 第 62 回定時株主総会において、第四回信託型買収防衛策及び第五回事前警告型買収防衛策（以下「本プラン」といいます。）の導入のご承認をお願いしておりますが、本プランでは、昨今の買収防衛策に関する議論等を踏まえ、非適格者に対して新株予約権の取得の引換えとして社債、金銭その他の対価を交付することができる旨の定めを削除しております。これに伴い、現行定款第 12 条第 2 項第 3 号の規定を削除するものであります。
- (2) インターネットの普及を考慮して、法務省令に定めるところに従い株主総会参考書類等をインターネットで開示することにより、株主の皆様への利便性を高め、より充実した情報開示を可能とするための規定を新設するものであります。
- (3) 上記変更に伴い、必要な条数の繰り下げを行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線____は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
<p>(新株予約権の無償割当ての決定機関)</p> <p>第 12 条 当社は、新株予約権の無償割当てに関する事項については、取締役会の決議によるほか、株主総会の決議による委任に基づく取締役会の決議により決定する。</p> <p>2. 当社は、当社の買収防衛策の一環として、前項に基づき新株予約権の無償割当てに関する事項を決定するに当たっては、新株予約権の内容として、次の事項を定めることができる。</p> <p>1) 当該買収防衛策に定める非適格者が新株予約権を行使することができないこと</p>	<p>(同左)</p> <p>(同左)</p> <p>(同左)</p>

現行定款	変更案
<p>2) 当社が非適格者以外の者のみから新株予約権を取得し、これと引換えに当社の株式を交付することができること</p> <p>3) <u>当社が非適格者から新株予約権を取得し、これと引換えに当社の社債、金銭その他の対価を交付することができること</u></p> <p>3. 前項における「当社の買収防衛策」とは、当社が資金調達または業務提携等の事業目的を主要な目的とせず、新株または新株予約権の発行を行うことにより当社に対する買収の実現を困難にする方策のうち、当社の企業価値ひいては株主の共同の利益を損なうおそれのある者による買収が開始される前に導入されるものをいう。また、導入とは、当社の買収防衛策としての新株または新株予約権の発行決議を行う等当社の買収防衛策の具体的内容を決定することをいう。</p> <p>(新設)</p> <p>第 17 条～第 48 条 (条文省略)</p>	<p>(同左)</p> <p>(削除)</p> <p>(同左)</p> <p><u>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</u></p> <p><u>第 17 条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u></p> <p>第 18 条～第 49 条 (現行定款第 17 条～第 48 条に同じ)</p>

3. 日程 (予定)

定款変更のための株主総会開催日 平成 26 年 6 月 26 日 (木曜日)
定款変更の効力発生日 平成 26 年 6 月 26 日 (木曜日)

以上